

男鹿市規則第 1 1 号

男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 1 7 年男鹿市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 3 条関係） 行政職給料表(1)職務分類表		別表第 1（第 3 条関係） 行政職給料表(1)職務分類表	
級	職務の内容	級	職務の内容
1	(略)	1	(略)
4	船越コミュニティセンター所長、椿コミュニティセンター所長、館長補佐、局長補佐又は園長補佐の職務	4	船越コミュニティセンター所長、 <u>五里合コミュニティセンター所長</u> 、椿コミュニティセンター所長、館長補佐、局長補佐又は園長補佐の職務
5	北浦コミュニティセンター所長、 <u>脇本コミュニティセンター所長</u> 、戸賀コミュニティセンター所長、副館長又は副事務局長の職務	5	北浦コミュニティセンター所長、戸賀コミュニティセンター所長、副館長又は副事務局長の職務
6	(略)	6	(略)
7	(略)	7	(略)
医療職給料表(3)職務分類表		医療職給料表(3)職務分類表	
(略)		(略)	
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。			

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。